

令和7年（2025年）第1回可児市議会定例会提出議案説明書

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度可児市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、その承認を求めるもの。

| | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 令和7年度可児市一般会計予算について |
| 議案第2号 | 令和7年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について |
| 議案第3号 | 令和7年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 議案第4号 | 令和7年度可児市介護保険特別会計予算について |
| 議案第5号 | 令和7年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について |
| 議案第6号 | 令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について |
| 議案第7号 | 令和7年度可児市土田財産区特別会計予算について |
| 議案第8号 | 令和7年度可児市北姫財産区特別会計予算について |
| 議案第9号 | 令和7年度可児市平牧財産区特別会計予算について |
| 議案第10号 | 令和7年度可児市二野財産区特別会計予算について |
| 議案第11号 | 令和7年度可児市大森財産区特別会計予算について |
| 議案第12号 | 令和7年度可児市水道事業会計予算について |
| 議案第13号 | 令和7年度可児市下水道事業会計予算について |

| | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第14号 | 令和6年度可児市一般会計補正予算（第8号）について |
| 議案第15号 | 令和6年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 議案第16号 | 令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について |

議案第17号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正するもの。
- (2) 改正内容
【第2条第3号～第6号】法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。
- (3) 施行日／令和7年4月1日

議案第18号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の期末手当の支給率及び給料表を改定し、業績手当を廃止し、並びに勤勉手当を新たに規定するもの。

(2) 改正内容

【第7条】特定任期付職員の業績手当を廃止する。

【第9条】特定任期付職員の期末手当の支給率を引き下げ、勤勉手当を新たに規定する。

単位：月

| | | 6月 | 12月 | 年計 |
|-------|------|--------------|--------------|-------------|
| 改 定 前 | 期末手当 | 1.70 | 1.70 | 3.40 |
| | 勤勉手当 | — | — | — |
| 改 定 後 | 期末手当 | <u>0.95</u> | <u>0.95</u> | <u>1.90</u> |
| | 勤勉手当 | <u>0.875</u> | <u>0.875</u> | <u>1.75</u> |

【別表】特定任期付職員の給料月額を引き上げる。

単位：円

| | | 1号給 | 2号給 | 3号給 | 4号給 | 5号給 | 6号給 |
|-------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 改 定 前 | 給料月額 | 380,000 | 427,000 | 477,000 | 539,000 | 615,000 | 718,000 |
| 改 定 後 | 給料月額 | <u>392,000</u> | <u>440,000</u> | <u>492,000</u> | <u>555,000</u> | <u>634,000</u> | <u>740,000</u> |

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第19号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(1) 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、勤務時間外の勤務の制限を請求できる職員の範囲が拡大すること等に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第8条の3第2項】勤務時間外の勤務の制限を請求できる職員の範囲を3歳未満の子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員へ拡大する。

【第17条の2】任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を行わなければならない旨を規定する。

【第17条の3】任命権者は、仕事と介護の両立を支援するための措置を講じなければならない旨を規定する。

(3) 施行日／令和7年4月1日

附則第2項の規定は、公布の日

議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、改正するもの。
- (2) 改正内容
【第19条第3項】引用条項を改める。
- (3) 施行日／令和7年4月1日

議案第21号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の給料表等を改定し、及び手当を見直すとともに、長期化する災害対応等の業務に対応するため一般職職員に単身赴任手当を支給することとするもの。

- (2) 改正内容

【第1条】

【第2条】一般職職員の手当に単身赴任手当を加える。

【第11条】配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げる。

| | 改 定 前 | 改 定 後 | |
|------------|---------|---------|---------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 配偶者に係る扶養手当 | 6,500円 | 3,000円 | 0円 |
| 子に係る扶養手当 | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

【第12条】扶養手当の支給要件に関する届出、手当の支給開始及び終了の時期並びに支給額の改定に関する規定を削除する。

【第13条】通勤手当の限度額を月額55,000円から月額150,000円に引き上げる。

【第13条の2】単身赴任手当の支給要件及び上限額を規定する。

【第23条の2】管理職員特別勤務手当の支給対象時間を週休日等に含まれる時間を除いた午後10時から翌日の午前5時まで拡大する。

【第23条の3】定年前再任用短時間勤務職員の手当に住居手当を加える。

【第2条】

【附則別表第1～附則別表第3、別表第1～別表第3】号給構成を改めるとともに、給料表を改定する。

【附則第5条】暫定再任用職員の手当に住居手当を加える。

- (3) 施行日／令和7年4月1日

議案第22号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

会計年度任用職員の期末手当等について、常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員との均衡を図るため、改正するもの。

(2) 改正内容

【第1条】

【第8条】 会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

| | 6月 | 12月 | 年計 |
|-----|-------------|-------------|------------|
| 改定前 | 1.225 | 1.225 | 2.45 |
| 改定後 | <u>1.25</u> | <u>1.25</u> | <u>2.5</u> |

【第9条】 会計年度任用職員の勤勉手当の支給率の上限を引き上げる。

単位：月

| | 6月 | 12月 | 年計 |
|-----|------------|------------|------------|
| 改定前 | 0.4875 | 0.4875 | 0.975 |
| 改定後 | <u>0.5</u> | <u>0.5</u> | <u>1.0</u> |

【第2条】

【別表第1～別表第4】 常勤の職員の給料改定との均衡を図り、給料月額を引き上げる。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第23号 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

長期化する災害対応等の業務に対応するため単純な労務に雇用される職員に単身赴任手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給することとするもの。

(2) 改正内容

【第2条】 単純な労務に雇用される職員の手当に単身赴任手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を加える。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第24号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

脱炭素社会の実現に資するため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法

律の改正により原則住宅を含む全ての建築物について省エネ基準への適合義務が拡大されること、及び建築基準法の改正により省エネ基準への適合や省エネ化に伴い重量化する建築物に対応する構造安全性の基準への適合に係る建築確認・検査対象の見直しがされること、並びに危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため改正された宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により岐阜県が可児市全域を宅地造成等工事規制区域に指定することに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

① 建築基準法の改正に伴う改正

【別表第6項第1号～第3号】建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し（4号特例の縮小）に伴い、確認審査及び完了検査における手数料の額を改める。

【別表第6項新第5号～新第7号】建築設備の準用事務の追加に伴い、手数料の額を規定する。

【別表第6項第20号】仮使用認定事務の追加に伴い、手数料の額を規定する。

【別表第6項第21号、第22号】大規模修繕等に係る認定事務（接道規制及び道路内建築制限）の追加に伴い、手数料の額を規定する。

② 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う改正

【別表第12項第2号新イ、新オ、第4号新イ、新オ、別表第13項第4号新イ、新オ、第6号新イ、新オ】低炭素建築物認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る仕様・計算併用法による評価区分の追加に伴い、手数料の額を規定する。

【別表第12項第5号、第6号、別表第13項新第7号、新第8号、新第9号】軽微変更該当証明書の交付の審査事務の追加に伴い、手数料の額を規定する。

【別表第13項第1号、第2号】住宅等への省エネ基準の適合性判定の事務の追加に伴い、手数料の額を規定する。

【別表第13項旧第7号、旧第8号】性能表示認定事務の廃止に伴い、手数料の額の規定を削る。

③ 岐阜県が可児市全域を宅地造成等工事規制区域に指定することに伴う改正

【別表新第14項】宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項に規定する工事の中間検査の申請に対する審査事務の追加に伴い、手数料の額を規定する。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第25号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については管理栄養士の受験資格に栄養士の免許が不要となることを受け、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第16条】「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

介護保険法施行規則の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第15条】引用条項を改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第27号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地域包括支援センターの職員確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするよう介護保険法施行規則が改正されたこと等に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第4条第1項】専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、常勤換算方法によることができることとする。

【新第4条第2項】専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数に応じて当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ基準を満たすものとする旨を規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第28号 可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第6号】施行令の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

(3) 施行日／令和7年6月1日

議案第29号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

可児市職員の給与改定に準じて、企業職員の手当を見直すもの。

(2) 改正内容

【第2条】企業職員の手当に単身赴任手当を加える。

【第6条】配偶者に係る扶養手当を廃止する。

【第7条の2】単身赴任手当の支給要件を規定する。

【第12条の2】管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大する。

【第19条】定年前再任用短時間勤務職員の手当に住居手当を加える。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第30号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことによる資格要件等の見直しにより、水道法施行令及び水道法施行規則（以下「政令等」という。）が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の実務経験年数や学歴等の要件が変更されることに合わせ、当該政令等を参酌して規定している本条例について改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条】布設工事監督者の資格要件を、政令等の規定と合わせるよう整理する。

【第4条】水道技術管理者の資格要件を、政令等の規定と合わせるよう整理する。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第31号 可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

下水道法施行令の改正により、公共下水道等からの放流水に関する基準が見直されることに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第11条】「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第32号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政

令で定める非常勤消防団員等の補償基礎額及び扶養親族加算額が改定されることに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第5条第2項第2号】消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

【第5条第3項】扶養に係る補償基礎額の加算額を、配偶者については217円から100円に引き下げ、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については333円から383円に引き上げる。

【別表】非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げる。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第33号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されることに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【別表】退職報償金支給額表の勤務年数区分に新たに31年以降の区分を追加する。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第34号 可茂広域公平委員会委員の選任について

令和7年3月31日に任期満了となる現委員の岩田尚之さんを引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。【地方公務員法第9条の2第2項、可茂広域公平委員会共同設置規約第4条第1項】

議案第35号 請負契約の締結について

可児市運動公園グラウンド人工芝整備工事を請け負わせるもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札

(契約金額) 374,000,000円

(相手方) 小池・横山・中濃 特定建設工事共同企業体

代表構成員 小池土木株式会社 代表取締役 小池 秀治

構成員 横山工業株式会社 代表取締役 横山 英司

構成員 株式会社中濃 代表取締役 義村 晃

(工期) 議決日～令和8年1月30日

議案第36号 請負契約の変更について

令和6年6月28日議決による可児市立桜ヶ丘小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）の請負契約（令和6年議案第57号）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

（変更前）833,800,000円→（変更後）809,833,200円

○提出議案数／承認 1 予算16 条例17 人事 1 契約 2 合計37

【諸般報告】

報告第1号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・議会の議決を経た契約を変更したもの。

令和6年6月28日議決による可児市立桜ヶ丘小学校校舎長寿命化改良工事（機械設備工事）の請負契約（令和6年議案第59号）

（変更前）237,490,000円→（変更後）239,140,000円

- ・和解及び損害賠償額を定めたもの。

| | | |
|-----------------------|-------|----------|
| 職員の瑕疵による事故に係るもの（1件） | 損害賠償額 | 81,961円 |
| 交通事故に係るもの（1件） | 損害賠償額 | 149,410円 |
| 施設管理の瑕疵による事故に係るもの（1件） | 損害賠償額 | 737,000円 |

報告第2号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】

公益財団法人可児市体育連盟

公益財団法人可児市文化芸術振興財団